

和 指 第 3 7 9 号
令和 7 年 1 0 月 9 日
(2025年)

各介護保険事業所 管理者様
各介護保険施設 管理者様

和歌山市長 尾 花 正 啓
(公 印 省 略)

令和8年2月28日から令和8年4月29日までの間に指定（許可）有効期間満了を迎える介護保険事業所及び介護保険施設の指定（許可）更新手続きの特例について（通知）

平素は、本市の介護保険事業の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件について、令和8年3月末に指定（許可）有効期間の満了を迎える介護保険事業所及び介護保険施設（以下、「事業所」とする。）が多数にのぼる状況となるため、上記期間中に指定（許可）有効期間が満了となる事業所におかれましては、本通知に基づき指定（許可）更新手続きを行っていただきますようお願いいたします。今般の指定（許可）更新手続きの特例においては、提出期間など通常の指定（許可）更新手続きと異なっていますので、必ずご確認の上、手続きを行ってください。（介護老人保健施設については、（別紙）介護老人保健施設用も併せてご確認ください。）

なお、本通知は、指定有効期間満了日が令和8年2月28日から令和8年4月29日までの事業所宛てに通知しております。既に更新の手続きを終えている場合は、ご容赦ください。（現在、休止中の事業所におかれましては、法人宛てに通知しております。）

1 指定（許可）更新手続きの内容

（1）提出期間

令和7年11月1日（土）～令和7年11月30日（日）

（2）提出方法

① 電子申請・届出システム

以下の URL にアクセスいただき、電子申請・届出システムにて提出してください。（G ビズ ID のアカウントが必要です）

【URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

「申請届出メニュー」は、「3. 更新申請」を選択し提出してください。

※原則、①での提出をお願いします。やむを得ない場合は②での提出も可能ですが、電子申請・届出システムの積極的な利用をお願いします。

② 郵送・持参

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所 指導監査課 介護事業所指定班 宛
2部提出してください。（1部は受付後の事業者返却用。郵送の場合は返信用封筒（宛先記入・切手貼付）を必ず同封してください。）

(3) 提出書類及び様式

指定（許可）更新申請に必要な提出書類一覧については、本市ホームページの「指定（許可）更新申請」（ページ番号：1003136）から該当する各サービスのチェックシートを確認してください。

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyoku/fukusi/1002998/1003136.html>

添付書類等については、本市ホームページの「各種申請・届出書類等様式集」（ページ番号：1003147）からダウンロードし、作成ください。

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyoku/fukusi/1002998/1003147.html>

※勤務形態一覧表は、令和7年12月（予定）のものを提出してください。

※運営規程は、令和7年12月時点のものを提出してください。

※付表は、令和7年12月時点のものを作成してください。

※添付省略が可能な書類について、できる限り省略せず全て添付いただけると助かります。

(4) 介護サービスと介護予防サービス又は第1号事業の指定有効期限を合わせる場合

今般対象となるサービスの指定更新日が介護サービスと介護予防サービス又は第1号事業の指定更新日と異なる場合は、上記ホームページ（ページ番号：1003136）に掲載している「指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書」を作成し、指定（許可）更新申請書類と共に提出いただきますと、合わせて更新が可能です。

2 対象事業所一覧について

事業者はお手持ちの指定更新通知書を確認する等により、各事業所等の指定（許可）有効期間を確実に把握し、必要な手続きを行ってください。なお、「指定（許可）更新申請」（ページ番号：1003136）に掲載している「令和7年度更新手続きの特例対象事業所一覧」をご活用ください。

3 事業所が休止中の場合

サービス休止中のまま、指定（許可）更新手続きはできません。事業を継続又は廃止にするかを事前に指導監査課介護事業所指定班までご相談ください。

※更新の手続きをされない場合は、指定（許可）有効期間が満了し、失効となります。

4 更新通知書について

更新通知書の交付をもって更新完了となります。なお、更新通知書は、各事業所の運営法人宛てに郵送します。（対象事業所が多いため提出締切を早めていますが、事務処理の都合上、更新通知書の発送は有効期間満了日直前になります。提出日から更新通知書の到着まで最大で5か月程度かかる場合もありますので、ご承知おきください。）

ご不明な点等ございましたら、指導監査課介護事業所指定班までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

和歌山市 健康局 保険医療部
指導監査課 介護事業所指定班
TEL：073-435-1319
FAX：073-435-1320